

家中小学校いじめ防止基本方針

1 いじめのない学校づくりに向けて

全ての教職員が、「いじめは絶対に許されない」「いじめはいじめる側が悪い」ということや「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ということを強く認識し、栃木市いじめ防止基本方針のもと、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組みます。

(1) いじめの未然防止に向けて

- 児童一人一人が、意識をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう**学業指導の充実**に取り組みます。
- 児童一人一人に対して、いじめの問題を自分自身の問題として強く認識させ、「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成することで、自ら解決を図れるよう、**計画的な指導**を実践します。
- 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、**教職員の人権感覚を磨く**とともに、指導に細心の注意を払います。

(2) いじめの早期発見に向けて

- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを、教職員一人一人が強く認識します。
- 児童の**声に耳を傾け**、児童の行動を注視し、児童の**些細な変化**を見逃さないようにします。
- ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知し対応します。
- 日頃から児童との**信頼関係**を深め、児童がいじめを相談しやすい体制を整えます。
- 日頃から保護者との**信頼関係**を深め、保護者との**情報共有**に努めます。
- 外部からのいじめに関する情報について、相談窓口を一本化し（教頭）、家庭や地域に周知するとともに、児童生徒からの相談に対しては、迅速かつ丁寧に対応します。

(3) いじめの早期解決に向けて

- いじめられている児童や保護者の立場に立った対応を常に行います。
- いじめられている児童を徹底的に守り通します。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたことのみで安易に解決したと思い込むことなく、**組織的かつ継続的な対応**を図ります。
- いじめる児童については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに、反省させ、二度といじめることのないよう、学校組織としてしっかりと指導します。
- 保護者に対して、学校組織としてしっかりと説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向け取り組めるよう努めます。

(4) 本方針の見直しについて

- 本方針については、いじめへの取り組みがより実効性のあるものになるよう、教職員、保護者、児童等による点検に基づき、定期的に見直しを行うなど、改善を図ります。